

2025 年 6 月 2 日

お客様各位

株式会社池田泉州銀行

不動産担保事務手数料の改定について

平素は池田泉州銀行をご利用いただき、ありがとうございます。
当行では、不動産担保事務手数料を下記の通り、改定しますので、お知らせします。

不動産担保の変更・抹消手数料については、2025 年 8 月 1 日（金）から新設しますが、
2025 年 8 月 1 日（金）以降に当行にて（根）抵当権設定（もしくは変更）契約を締結し、
その後に変更・抹消手続きをするものが手数料の対象となります。
今後もより一層金融サービスの充実に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【改定前】

<税込>

手数料対象事務	融資種類	エリア内 (対象不動産住所)	エリア外 (対象不動産住所)
不動産担保の新規設定・全部（分割） 譲受・追加設定・順位譲受・極度増額 ※1 契約毎の手数料になります。	収益物件融資	77,000 円	110,000 円
	上記以外の融資	55,000 円	88,000 円



【改定後】

<税込>

手数料対象事務	融資種類	エリア内 (対象不動産住所)	エリア外 (対象不動産住所)
・不動産担保の新規設定 ・全部譲受、分割譲受 ・追加設定 ・順位譲受 ※1 契約毎の手数料になります。	収益物件融資	77,000 円	110,000 円
	上記以外の融資	55,000 円	88,000 円
・全部抹消、一部抹消 ・不動産担保の債務者変更 (債務者の追加含む) *相続時除く ・順位譲渡、順位変更 ・極度増額、減額 ・全部譲渡、分割譲渡 ・持分の追加設定 ・被担保債権の範囲変更 ※1 契約毎の手数料になります。		11,000 円	